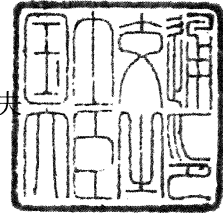


認定書

国住参建第 4545 号
令和 5 年 3 月 16 日

吉野石膏 株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PC030BE-4111 (3)
2. 認定をした構造方法等の名称
塗装パルプ繊維混入セメント板・両面ボード用原紙張せっこう板表張／木製
軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

別添

1. 構造名

(3) 塗装パルプ繊維混入セメント板・両面ボード用原紙張せこう板表張／木製軸組造外壁

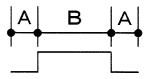
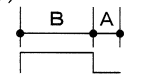
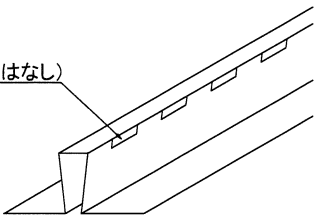
2. 寸法

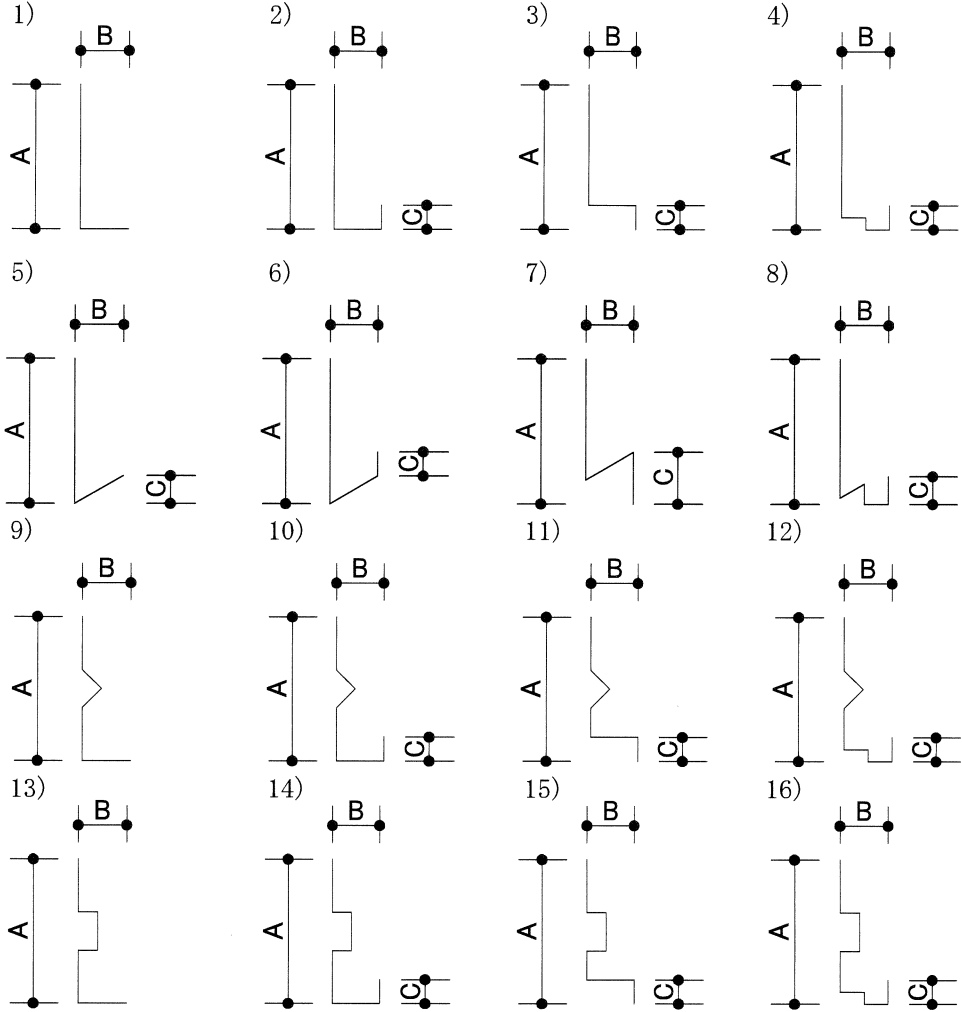
壁高及び壁幅については、構造計算等により構造安定性が確かめられた寸法とする。

項 目	製 品 仕 様										
① 外装材 塗装パルプ繊維混入セメント板	<p>塗装パルプ繊維混入セメント板</p> <p>基材：パルプ繊維混入セメント板</p> <p>基材組成(質量%)</p> <table border="0"> <tr> <td>セメント質原料</td> <td>70_(±7)～84_(±8)</td> </tr> <tr> <td>有機質繊維</td> <td>4_(±2)～12_(±2)</td> </tr> <tr> <td>有機質混和材</td> <td>0 ～ 2_(±1)</td> </tr> <tr> <td>無機質繊維</td> <td>0 ～ 1_(±1)</td> </tr> <tr> <td>無機質混和材</td> <td>3_(±1)～20_(±3)</td> </tr> </table> <p>但し、 混和材料 有機質：パルプ粉、撥水剤、ポリエチレンビーズ、有機質高分子等 無機質：マイカ、硬化剤、無機質骨材等</p> <p>表面塗装 種類：下記のいずれかによる。 アクリルウレタン系樹脂、アクリル系樹脂、アクリルシリコン系樹脂、フッ素系樹脂、エポキシ系樹脂、ポリシロキサン系樹脂</p> <p>塗布量(g/m²)：170_(±17)以下(有機質固形分量) 密度(g/cm³)：1.00_(±0.2)(絶乾)以上(塗装を含む) 厚さ(mm)：14_(±1.4)～25_(±2.0) 大きさ(mm) 働き幅：455_(±3.0)～1,000_(±3.0) (大きさの下限値は一般部に用いる場合に限る。)</p> <p>端部形状 サイディング相互の重なりと隙間 重なり(mm)：8_(±0.8)以上 隙間(mm)：1_(±0.1)以下</p> <p>断面形状 最小厚さ(mm)：10_(±1.0)以上 容積欠損率(模様深さ)(%)：9_(±1)以下 (但し、板厚14mmを超える場合は裏面から14mmの位置での欠損とする。)</p> <p>水密材 合成ゴム(あり又はなし) 使用量(g/m)：5以下</p> <p>張方：(1)又は(2)のいずれかによる。 (1)横張 (2)縦張</p> <p>横張仕様の短辺方向における目地の種類：下記のいずれかによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目透かし目地(目地幅11_(±1)mm以下) ・金属製ジョイナー目地 ・本実目地 ・合いじゃくり目地 ・突付け目地 	セメント質原料	70 _(±7) ～84 _(±8)	有機質繊維	4 _(±2) ～12 _(±2)	有機質混和材	0 ～ 2 _(±1)	無機質繊維	0 ～ 1 _(±1)	無機質混和材	3 _(±1) ～20 _(±3)
セメント質原料	70 _(±7) ～84 _(±8)										
有機質繊維	4 _(±2) ～12 _(±2)										
有機質混和材	0 ～ 2 _(±1)										
無機質繊維	0 ～ 1 _(±1)										
無機質混和材	3 _(±1) ～20 _(±3)										
外装下張材	<p>両面ボード用原紙張せっこう板</p> <p>規格：不燃材料認定番号 NM-4127</p> <p>形状：平板</p> <p>端部の形状：スクエア、テーパ―又はベベル</p> <p>厚さ(mm)：9.5_(±0.95)～12.5_(±1.25)</p> <p>密度(g/cm³)：1.0_(±0.1)</p>										

項 目	製 品 仕 様
② 木 製 下 地 材	<p>種類：a から d のいずれかによる。</p> <p>a. 平成 13 年国土交通省告示第 1024 号に規定する構造用集成材 (JAS 及び JAS 材の加工品を含む)</p> <p>b. 平成 12 年建設省告示第 1452 号に規定する構造用製材 (JAS 及び JAS 材の加工品を含む)</p> <p>c. 平成 13 年国土交通省告示第 1024 号に規定する構造用単板積層材 (JAS 及び JAS 材の加工品を含む)</p> <p>d. 平成 12 年建設省告示第 1452 号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材</p> <p>断面寸法 (mm) : 105 以上×105 以上 密度 (g/cm³) : 0.38_(±0.08)以上 取付け間隔 (mm) 柱と間柱の間隔 : 500_(±50)以下 (一般部における寸法を示す。)</p>
中間柱	<p>種類：a から e のいずれかによる。</p> <p>a. 構造用製材、造作用製材又は下地用製材 (JAS 及び JAS 材の加工品を含む)</p> <p>b. 構造用集成材又は造作用集成材 (JAS 及び JAS 材の加工品を含む)</p> <p>c. 構造用単板積層材又は造作用単板積層材 (JAS 及び JAS 材の加工品を含む)</p> <p>d. 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (JAS 及び JAS 材の加工品を含む)</p> <p>e. 平成 12 年建設省告示第 1452 号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材</p> <p>断面寸法 (mm) : 45 以上×105 以上 取付け間隔 (mm) 中間柱と間柱の間隔 : 500_(±50)以下 (一般部における寸法を示す。) 中間柱と柱の間隔、又は間柱を介する場合の中間柱相互の間隔 : 1,000_(±100)以下 (一般部における寸法を示す。)</p>
間柱	<p>種類：前記の中間柱に同じ。</p> <p>断面寸法 (mm) : 27 以上×105 以上 取付け間隔 (mm) 間柱と柱又は中間柱の間隔 : 500_(±50)以下 (一般部における寸法を示す。)</p>

項 目	製 品 仕 様
③ 副構成材料	<p>種類：a から i のいずれかによる。</p> <p>a. 製材(無等級材又は JAS(加工品を含む)) b. 集成材(無等級材又は JAS(加工品を含む)) c. 構造用合板(JAS(加工品を含む)) d. 化粧ばり構造用合板(JAS(加工品を含む)) e. 普通合板(JAS(加工品を含む)) f. 構造用パネル(JAS(加工品を含む)) g. 単板積層材(JAS(加工品を含む)) h. パーティクルボード(JIS A 5908) i. 構造用 MDF(JIS A 5905)</p> <p>張方：(1)又は(2)のいずれかによる。</p> <p>(1)横張 (2)縦張</p> <p>断面寸法(mm)：1)又は2)のいずれかによる。</p> <p>1)外装材の張方が横張の場合 一般部：12_(±1.2)以上×45_(±5)以上 外装材縦目地部：i)又はii)のいずれかによる。 i)12_(±1.2)以上×90_(±9)以上の1列使い ii)12_(±1.2)以上×45_(±5)以上の2列使い</p> <p>2)外装材の張方が縦張の場合 12_(±1.2)以上×45_(±5)以上</p> <p>取付け間隔(mm)：500_(±50)以下</p>
補強用胴縁(必要に応じて取付ける。)	<p>仕様：あり又はなし</p> <p>種類、張方：前記の胴縁に同じ。</p> <p>断面寸法(mm)：12_(±1.2)以上×40_(±4)以上</p> <p>取付け間隔(mm)：500_(±50)以下</p>
補強用下地材(必要に応じて取付ける。)	<p>仕様：(1)又は(2)</p> <p>(1)なし (2)あり(補強用胴縁を縦張で取付ける場合は必須)</p> <p>種類：前記の中間柱に同じ。</p> <p>断面寸法(mm)：27_(±2.7)以上×27_(±2.7)以上</p>
受材(必要に応じて取付ける。)	<p>仕様：あり又はなし</p> <p>種類：前記の中間柱に同じ。</p> <p>断面寸法(mm)：27_(±2.7)以上×27_(±2.7)以上</p>
防水紙(必要に応じて取付ける。)	<p>仕様：あり又はなし</p> <p>種類：a から g のいずれかによる。</p> <p>a. アスファルトフェルト(JIS A 6005) b. 透湿防水シート(JIS A 6111) c. ポリエチレン樹脂系 d. ポリエステル樹脂系 e. ポリプロピレン樹脂系 f. 上記 c~e の組み合わせ g. 上記 a~f にアルミニウム表面処理を施したもの</p> <p>厚さ(mm)：0.6_(±0.06)以下</p>

項 目	製 品 仕 様
③ 副構成材料 外装材の横張仕様の短辺方向における目地処理材	<p>種類：(1), (2)の併用、(1), (3)の併用又は(4)のみのいずれかによる。</p> <p>(1)シーリング材 種類：下記のいずれかによる。 建築用シーリング材(JIS A 5758)、ポリウレタン系、シリコン系、ポリイソブチレン系、変成シリコン系、ポリサルファイド系、アクリルウレタン系、アクリル系又はシリル化アクリレート系 充てん高さ(mm)：$6_{(\pm 0.6)}$以上</p> <p>(2)バックアップ材 種類：下記のいずれかによる。 ポリエチレン系、ポリスチレン系、ポリプロピレン系、ポリエチレン酢酸ビニル系、ポリ塩化ビニル系、ポリエチレンテレフタレート系、ポリウレタン系、ポリオレフィン系、シリコン系、アクリル系、フェノール系又は合成ゴム系 充てん厚さ(mm)：$3_{(\pm 0.3)}$以上</p> <p>(3)ハット形ジョイナー 種類及び規格：下記のいずれかによる。 ・ 溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) ・ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3312) ・ 電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313) ・ 溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3317) ・ 塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板(JIS G 3318) ・ 溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) ・ 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322) ・ 溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323) ・ 熱間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4304) ・ 冷間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4305) ・ ポリ塩化ビニル被覆金属板(JIS K 6744) ・ 上記以外の鋼板 ・ 上記以外のステンレス鋼板 ・ アルミニウム板 厚さ(mm)：$0.2_{(\pm 0.02)}$以上 形状及び寸法(mm)：形状は i) 又は ii) のいずれかによる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>i)</p>  <p>A : $3_{(\pm 1)}$以上、B : $11_{(\pm 1)}$以下、C : $3_{(\pm 1)}$以上</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ii)</p>  <p>側面孔(あり又はなし)</p> </div> </div> <p>側面孔(あり又はなし) 孔形状：$3_{(\pm 0.3)} \times 10_{(\pm 1)}$以下 間隔：$20_{(\pm 2)}$以上</p> <p>(4)金属製ジョイナー 種類及び規格：上記ハット形ジョイナーに同じ。 厚さ(mm)：$0.2_{(\pm 0.02)}$以上 形状：H形等</p> 

項 目	製 品 仕 様
③ 副構成材料 スターター(必要に応じて取付ける)	<p>仕様：あり又はなし 材質：鋼製又はステンレス鋼製 厚さ(mm)：0.4(±0.04)以上 形状及び寸法(mm)：形状は 1) から 16) のいずれかによる(各種リブ付、穴付を含む)。</p>  <p>A : 30(±3.0)以上、B : 5(±0.5)以上、C : 1(±0.1)以上</p>
外装下張材の目地処理材(必要に応じて処理する。)	<p>仕様：あり又はなし 種類：せっこう系又は炭酸カルシウム系 塗布量(g/m)：10(±1)以上</p>

項 目	製 品 仕 様
③ 副 構 成 材 料	<p>留付け材</p> <p>外装材固定用 材料：a 又は b のいずれかによる。 a. リングくぎ 寸法(mm)：胴部径 $\phi 2.3_{(\pm 0.2)}$ 以上×長さ $40_{(\pm 4)}$ 以上 b. ねじ 寸法(mm)：呼び径 $\phi 2.3_{(\pm 0.2)}$ 以上×長さ $40_{(\pm 4)}$ 以上 材質：鋼製又はステンレス鋼製 留付け間隔(mm)：(1) 又は (2) のいずれかによる。 (1) 胴縁の張方が縦張の場合 水平方向 $500_{(\pm 50)}$ 以下、鉛直方向 $203_{(\pm 20)}$ 以下 (2) 胴縁の張方が横張の場合 水平方向 $203_{(\pm 20)}$ 以下、鉛直方向 $500_{(\pm 50)}$ 以下</p> <p>外装下張材固定用 材料：a 又は b のいずれかによる。 a. くぎ 寸法(mm)：胴部径 $\phi 1.7_{(\pm 0.2)}$ 以上×長さ $25_{(\pm 2.5)}$ 以上 b. ねじ 寸法(mm)：呼び径 $\phi 1.7_{(\pm 0.2)}$ 以上×長さ $25_{(\pm 2.5)}$ 以上 材質：鋼製又はステンレス鋼製 留付け間隔(mm)：$200_{(\pm 20)}$ 以下</p> <p>胴縁固定用 材料：a 又は b のいずれかによる。 a. くぎ 寸法(mm)：胴部径 $\phi 2.45_{(\pm 0.3)}$ 以上×長さ $45_{(\pm 5)}$ 以上 b. ねじ 寸法(mm)：呼び径 $\phi 2.45_{(\pm 0.3)}$ 以上×長さ $45_{(\pm 5)}$ 以上 材質：鋼製又はステンレス鋼製 留付け間隔(mm)：$500_{(\pm 50)}$ 以下</p> <p>補強用胴縁固定用 仕様：1) 又は 2) 1) なし 2) あり(補強用胴縁を用いる場合) 材料：a 又は b のいずれかによる。 a. くぎ 寸法(mm)：胴部径 $\phi 1.7_{(\pm 0.2)}$ 以上×長さ $25_{(\pm 2.5)}$ 以上 b. ねじ 寸法(mm)：呼び径 $\phi 1.7_{(\pm 0.2)}$ 以上×長さ $25_{(\pm 2.5)}$ 以上 材質：鋼製又はステンレス鋼製 留付け間隔(mm)：$3,000_{(\pm 300)}$ 以下</p>

つづく

つづき

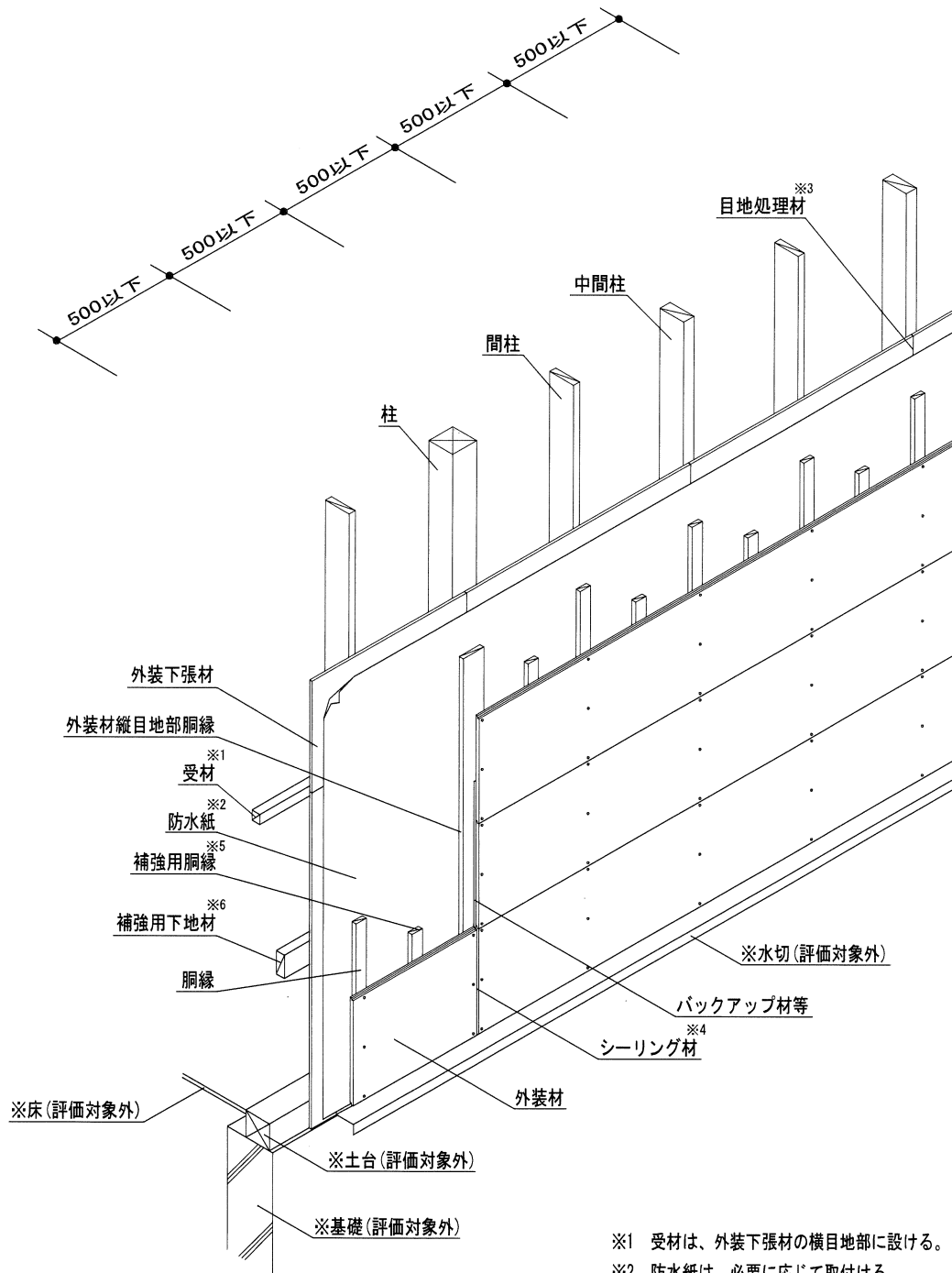
項 目	製 品 仕 様
③ 副 構 成 材 料	<p>補強用下地材固定用 仕様：1)又は2) 1)なし 2)あり(補強用下地材を用いる場合) 材料：a又はbのいずれかによる。 a. くぎ 寸法(mm)：胴部径$\phi 1.8_{(\pm 0.2)}$以上×長さ$32_{(\pm 3.2)}$以上 b. ねじ 寸法(mm)：呼び径$\phi 1.8_{(\pm 0.2)}$以上×長さ$32_{(\pm 3.2)}$以上 材質：鋼製又はステンレス鋼製 留付け本数：片側1本以上</p> <p>受材固定用 仕様：1)又は2) 1)なし 2)あり(受材を用いる場合) 材料及び材質：前記の補強用下地材固定用に同じ。 留付け本数：片側1本以上</p> <p>防水紙仮留め用 仕様：1)又は2) 1)なし 2)あり(防水紙を用いる場合) 種類：aからcのいずれかによる。 a. ブチルゴムテープ又はアクリルテープ 厚さ(mm)：$0.5_{(\pm 0.1)}$以下 幅(mm)：$50_{(\pm 5)}$以下 貼付け間隔(mm)：$455_{(\pm 46)}$以上 b. スプレ어의り 塗布量(g/m)：$30_{(\pm 3)}$以下 塗布間隔(mm)：$455_{(\pm 46)}$以上 c. ステープル 寸法(mm)：幅$10_{(\pm 1)}$以上、長さ$6_{(\pm 1)}$以上</p> <p>スターター固定用 仕様：1)又は2) 1)なし 2)あり(スターターを用いる場合) 材料：a又はbのいずれかによる。 a. くぎ 寸法(mm)：胴部径$\phi 1.7_{(\pm 0.2)}$以上×長さ$25_{(\pm 2.5)}$以上 b. ねじ 寸法(mm)：呼び径$\phi 1.7_{(\pm 0.2)}$以上×長さ$25_{(\pm 2.5)}$以上 材質：鋼製又はステンレス鋼製 留付け間隔(mm)：$1,500_{(\pm 150)}$以下</p>

4. 構造説明図

4. 1 外装材 横張仕様 (胴縁 縦張の場合)

①透視図 (屋外側)

(単位 : mm)



※ : 本評価内容に含まない

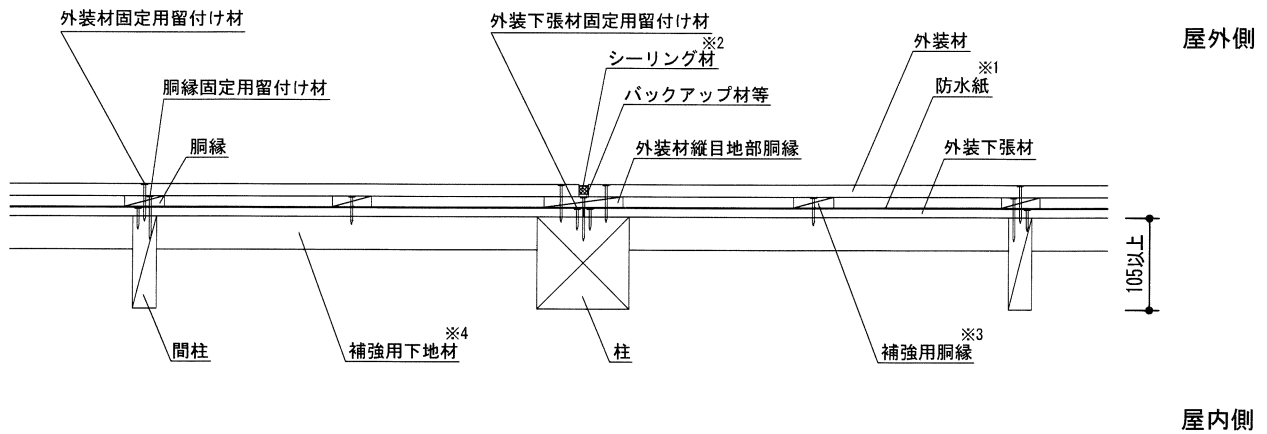
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

- ※1 受材は、外装下張材の横目地部に設ける。
- ※2 防水紙は、必要に応じて取付ける。
- ※3 目地処理材は、必要に応じて処理する。
- ※4 シーリング材は、バックアップ材又はハット形ジョイナーとの併用に限る。
- ※5 補強用胴縁は、必要に応じて取付ける。
- ※6 補強用下地材は、必要に応じて取付ける。

図-1 斜視図 (外装材横張仕様 (胴縁 縦張))

② 水平断面図

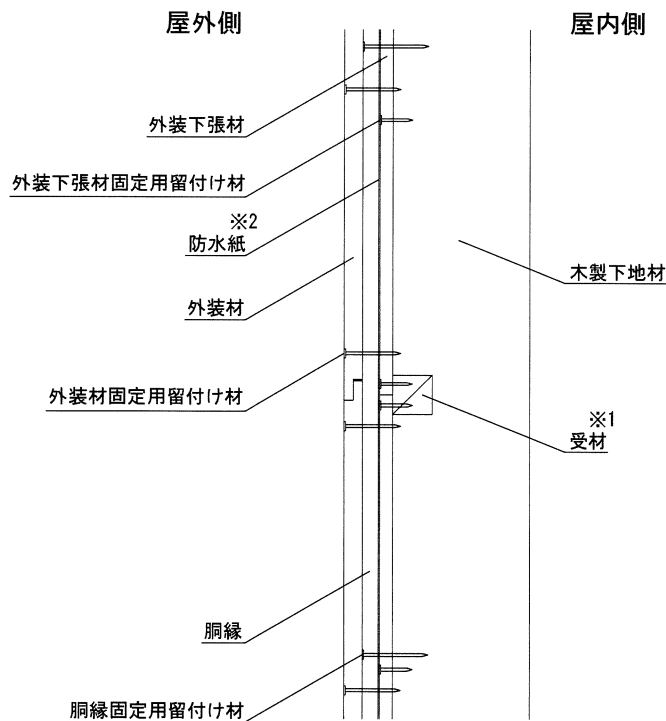
(単位 : mm)



- ※1 防水紙は、必要に応じて取付ける。
- ※2 シーリング材は、バックアップ材又はハット形ジョイナーとの併用に限る。
- ※3 補強用胴縁は、必要に応じて取付ける。
- ※4 補強用下地材は、必要に応じて取付ける。

③ 鉛直断面図

(単位 : mm)



- ※1 受材は、外装下張材の横目地部に設ける。
- ※2 防水紙は、必要に応じて取付ける。

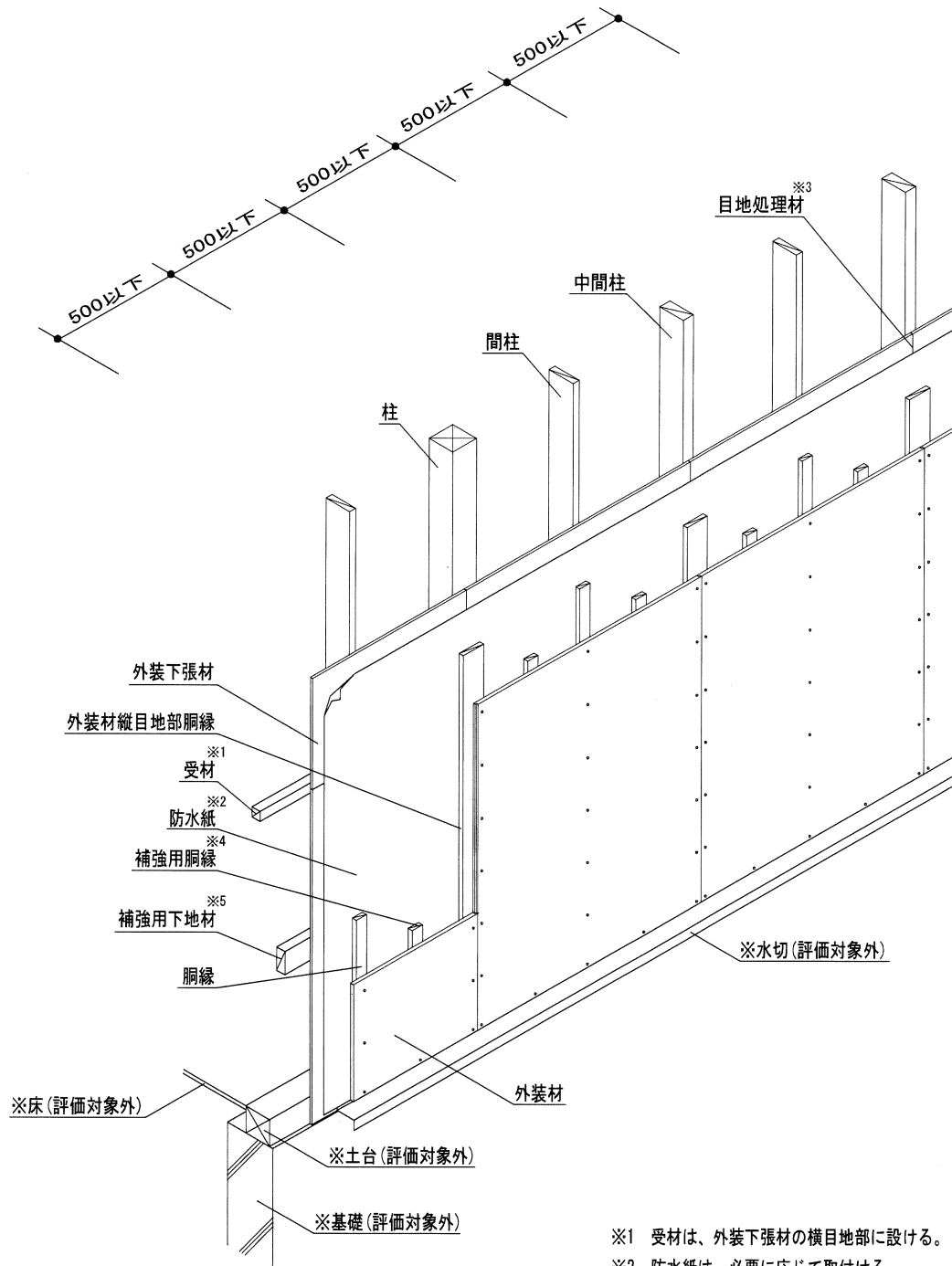
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

図-2 断面図 (外装材横張仕様 (胴縁 縦張))

4.2 外装材 縦張仕様 (胴縁 縦張の場合)

①透視図 (屋外側)

(単位 : mm)



- ※1 受材は、外装下張材の横目地部に設ける。
- ※2 防水紙は、必要に応じて取付ける。
- ※3 目地処理材は、必要に応じて処理する。
- ※4 補強用胴縁は、必要に応じて取付ける。
- ※5 補強用下地材は、必要に応じて取付ける。

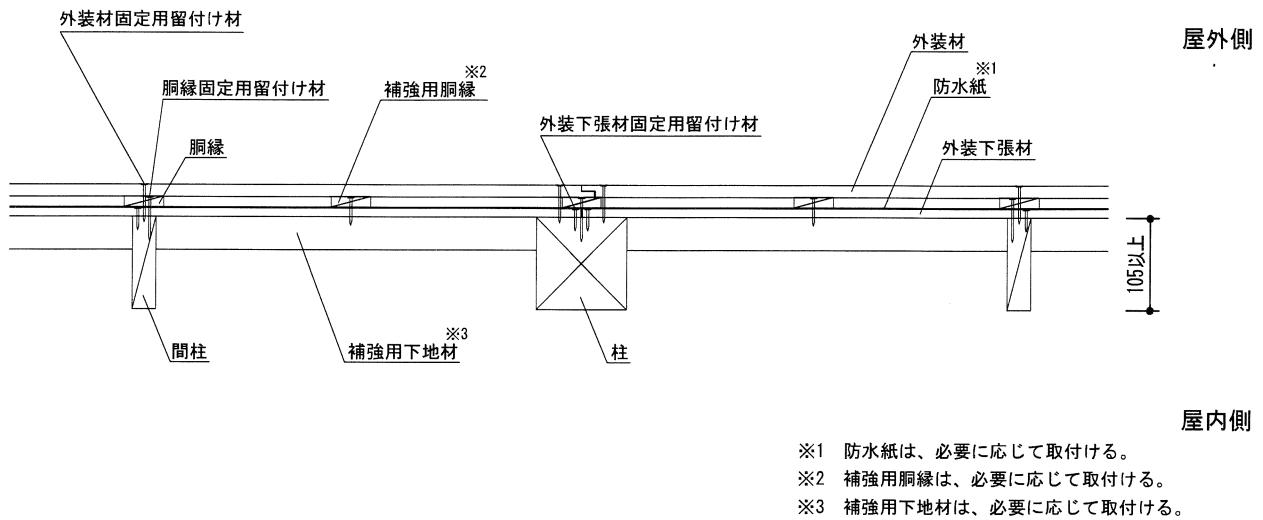
※ : 本評価内容に含まない

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

図-3 斜視図 (外装材縦張仕様 (胴縁 縦張))

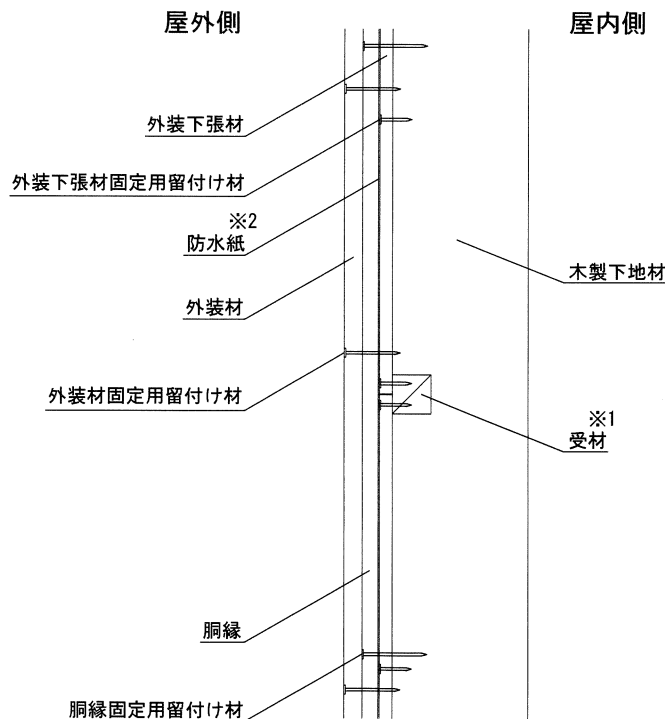
② 水平断面図

(単位 : mm)



③ 鉛直断面図

(単位 : mm)



※1 受材は、外装下張材の横目地部に設ける。
 ※2 防水紙は、必要に応じて取付ける。

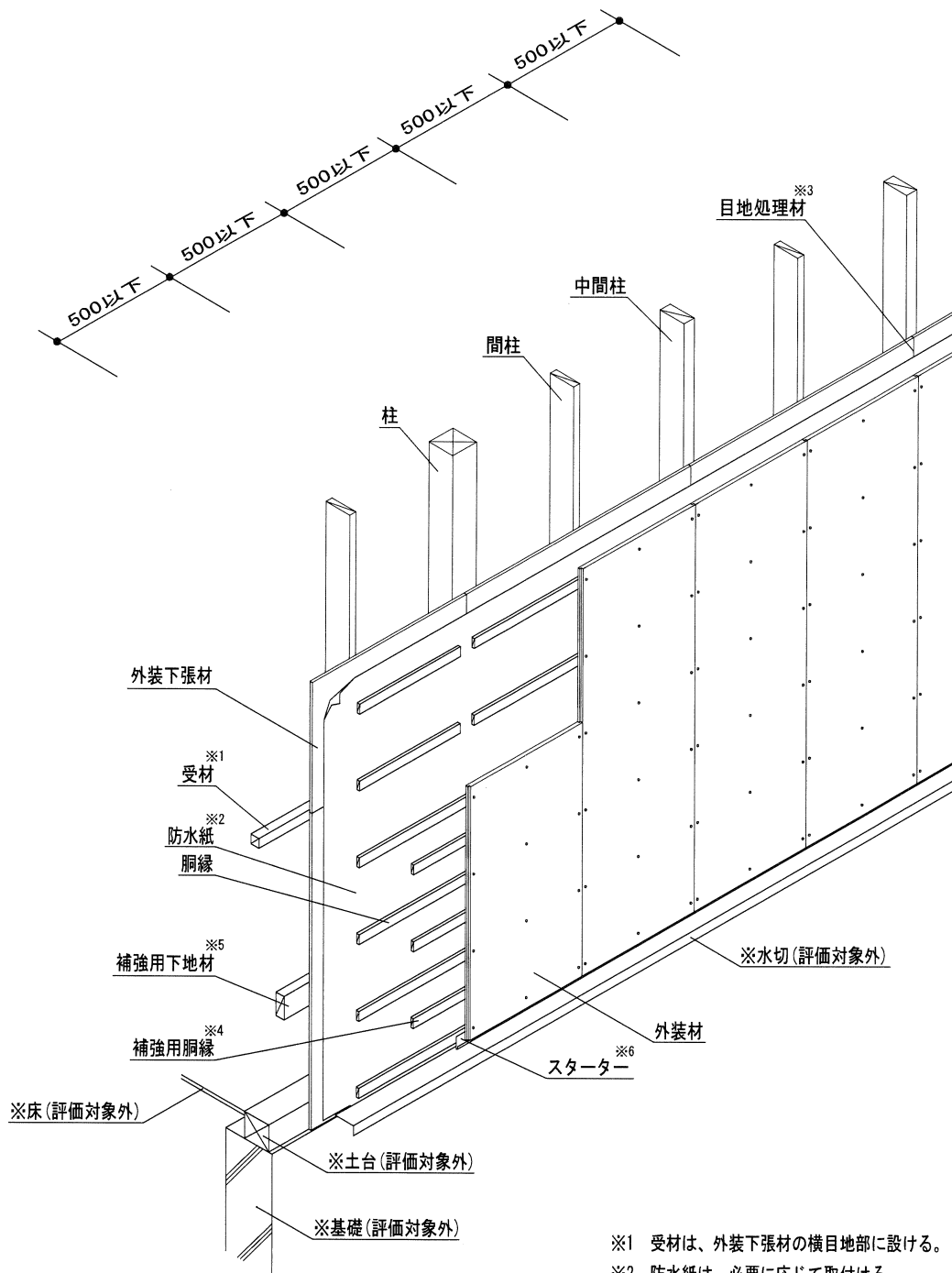
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

図-4 断面図 (外装材縦張仕様 (胴縁 縦張))

4.3 外装材 縦張仕様 (胴縁 横張の場合)

①透視図 (屋外側)

(単位 : mm)



- ※1 受材は、外装下張材の横目地部に設ける。
- ※2 防水紙は、必要に応じて取付ける。
- ※3 目地処理材は、必要に応じて処理する。
- ※4 補強用胴縁は、必要に応じて取付ける
- ※5 補強用下地材は、必要に応じて取付ける。
- ※6 スターターは、必要に応じて取付ける。

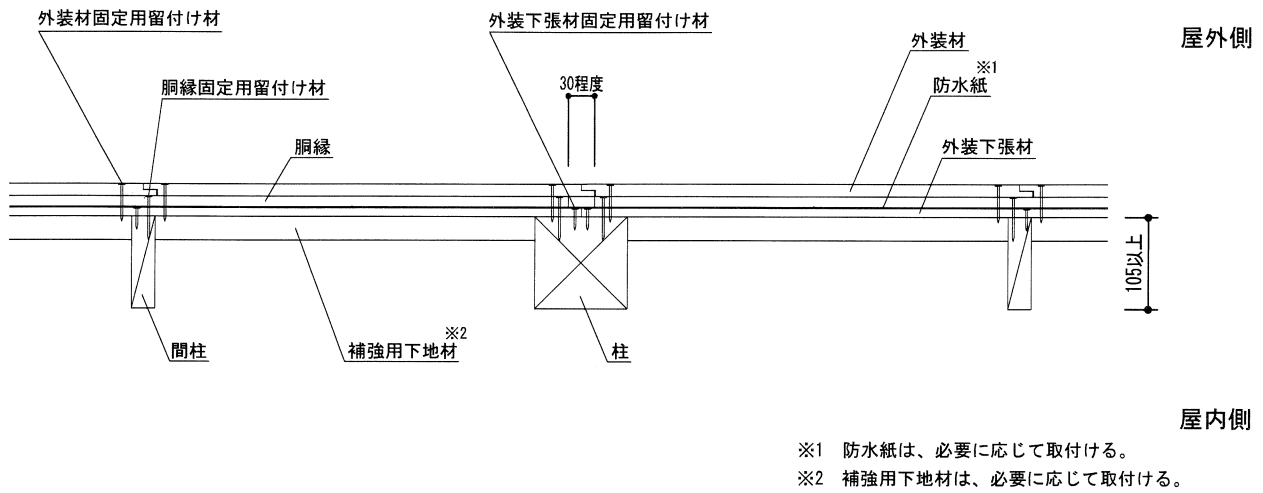
※ : 本評価内容に含まない

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

図-5 斜視図 (外装材縦張仕様 (胴縁 横張))

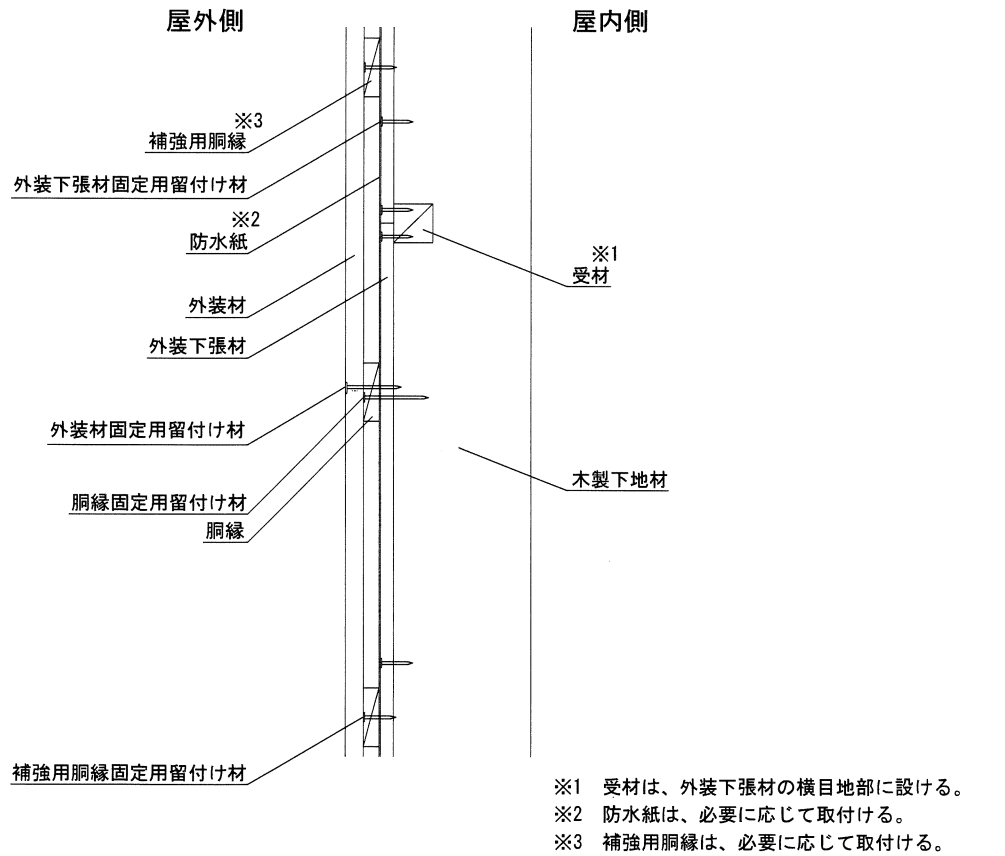
② 水平断面図

(単位 : mm)



③ 鉛直断面図

(単位 : mm)

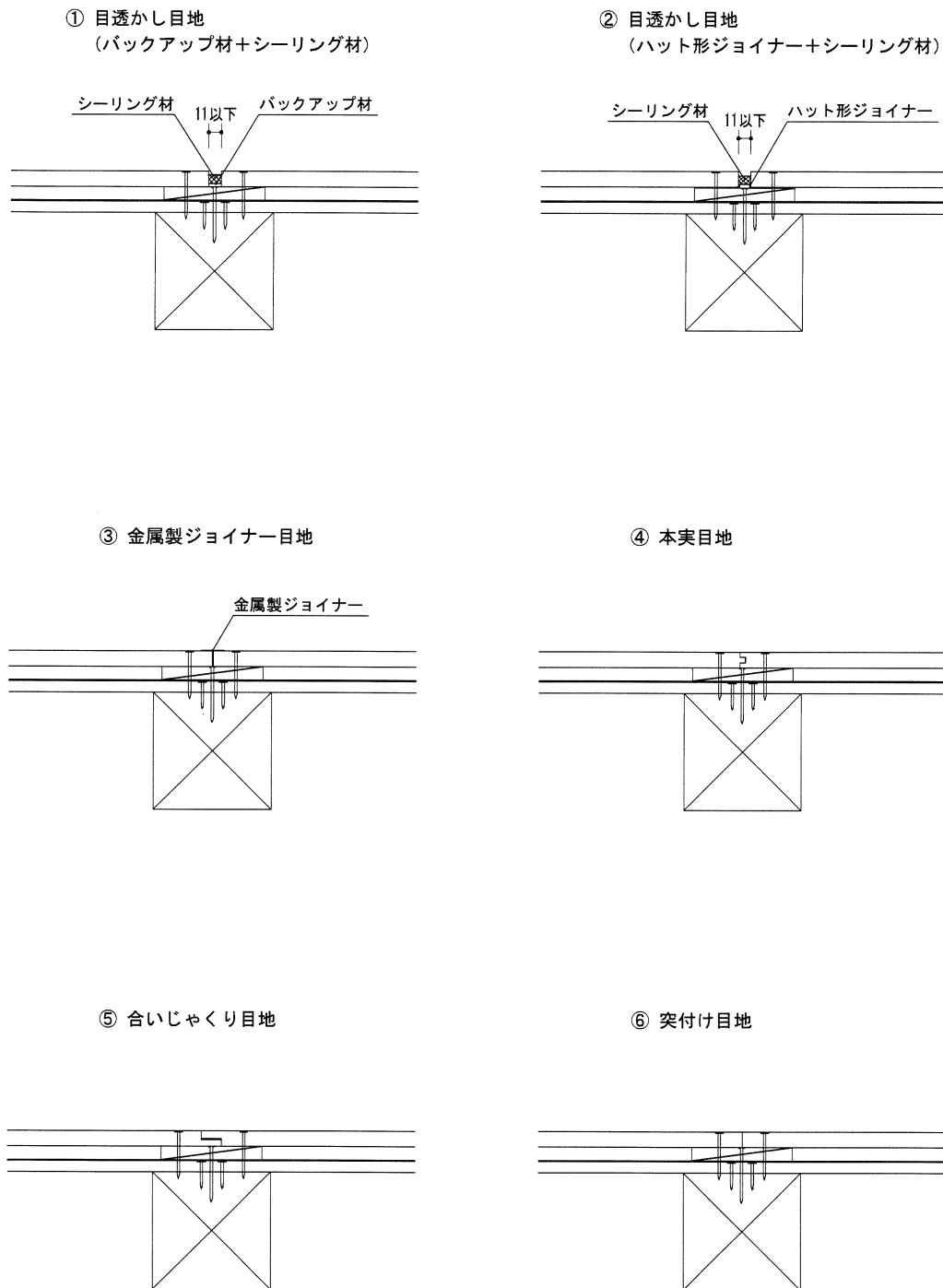


注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

図-6 断面図 (外装材横張仕様 (胴縁 横張))

4. 4 外装材の横張仕様における短辺方向の目地の概略図

(単位 : mm)



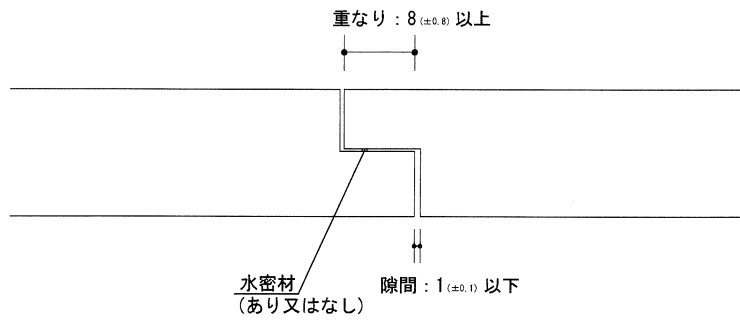
注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

図-7 短辺方向の目地の概略図 (外装材横張仕様)

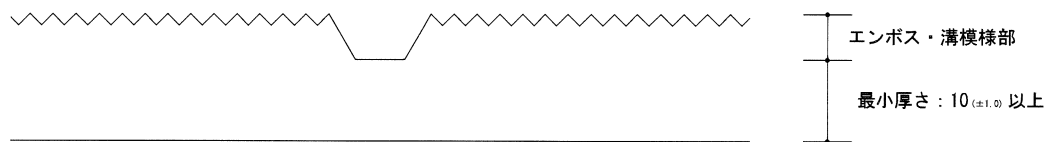
4. 5 外装材の端部形状及び断面形状の概略図

(単位 : mm)

1) 端部形状



2) 断面形状



注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

図-8 外装材の端部形状及び断面形状の概略図

5. 施工方法等

(1) 木製下地材の組立て

柱を土台に取付ける。柱と柱の間に断面寸法が 27mm 以上×105mm 以上の間柱を 500mm 以下の間隔で配置し、土台に取付ける。この時、外装下張材の縦目地部となる位置には断面寸法が 45mm 以上×105mm 以上の中間柱又は柱を使用する。外装下張材に横目地を設ける場合は、受材を外装下張材の横目地となる位置に配置し、胴部径φ1.8mm 以上×長さ 32mm 以上のくぎ等で、片側 1 本以上、柱、間柱、中間柱等を取付ける。必要に応じて、補強用下地材を胴部径φ1.8mm 以上×長さ 32mm 以上のくぎ等で、片側 1 本以上、柱、間柱、中間柱等を取付ける。

(2) 外装下張材の取付け

外装下張材をあらかじめ現場の寸法に合わせて切断し、胴部径φ1.7mm 以上×長さ 25mm 以上のくぎ等で、200mm 以下の間隔で木製下地材に取付ける。横目地を設ける場合は、胴部径φ1.7mm 以上×長さ 25mm 以上のくぎ等で、水平方向 200mm 以下の間隔で必ず受材に取付ける。

なお、外装下張材の目地部は、必要に応じて外装下張材の目地処理材で処理する。

(3) 防水紙の仮留め

必要に応じて、防水紙をたるみ、しわ等が生じないようにプチルゴムテープ等で外装下張材に仮留めする。継ぎ目の重なりは 500mm 以下とする。

(4) 胴縁の取付け

a) 胴縁を縦張で取付ける場合

胴縁は、幅 45mm 以上のものを 500mm 以下の間隔で柱、間柱及び中間柱にあたる箇所配置し、胴部径φ2.45mm 以上×長さ 45mm 以上のくぎ等で 500mm 以下の間隔で柱、間柱、中間柱等を取付ける(必要に応じて胴縁に下穴を開ける)。なお、外装材において、縦目地を設ける箇所には、幅 90mm 以上のもの 1 列又は幅 45mm 以上のもの 2 列を配置する。

b) 胴縁を横張で取付ける場合

胴縁は、幅 45mm 以上のものを 500mm 以下の間隔で配置し、胴部径φ2.45mm 以上×長さ 45mm 以上のくぎ等で 500mm 以下の間隔で柱、間柱、中間柱等を取付ける(必要に応じて胴縁に下穴を開ける)。必要に応じて、胴縁の継ぎ目に 30mm 程度の通気層を設ける。

(5) 補強用胴縁の取付け

a) 胴縁を縦張で取付ける場合

必要に応じて、補強用胴縁は、幅 40mm 以上のものを 500mm 以下の間隔で胴縁間(柱、間柱及び中間柱間)に配置し、胴部径φ1.7mm 以上×長さ 25mm 以上のくぎ等を用いて、3,000mm 以下の間隔で補強用下地材又は受材に取付ける(必要に応じて補強用胴縁に下穴を開ける)。

b) 胴縁を横張で取付ける場合

必要に応じて、補強用胴縁は、幅 40mm 以上のものを 500mm 以下の間隔で胴縁間に配置し、胴部径φ1.7mm 以上×長さ 25mm 以上のくぎ等を用いて、3,000mm 以下の間隔で柱、間柱、中間柱等を取付ける(必要に応じて補強用胴縁に下穴を開ける)。

(6) スターターの取付け

必要に応じて、スターターを、胴部径φ1.7mm 以上×長さ 25mm 以上のくぎ等で、1,500mm 以下の間隔で土台、胴差し又は胴縁等を取付ける。

(7) 外装材の取付け

外装材の張り方は横張又は縦張とする。

外装材をあらかじめ現場の寸法に合わせて切断する。

外装材の取付けは、胴部径φ2.3mm 以上×長さ 40mm 以上のリングくぎ等を用いて、胴縁が縦張の場合は水平方向 500mm 以下、鉛直方向 203mm 以下、胴縁が横張の場合は水平方向 203mm 以下、鉛直方向 500mm 以下の間隔で胴縁に取付ける。必要に応じて、補強用胴縁等を取付ける。取付けは、目地通りよく、不陸、目違いのないように行う。外装材を横張とする場合の縦目地は、柱等の下地がある場所で合わせ、目地処理は、以下の方法で行う。

① 目透かし目地

目透かし目地を設ける場合には、目地幅 11mm 以下になるように外装材を取付け、バックアップ材等を併用して、シーリング材を充填高さ 6mm 以上となるように充填する。

② 金属製ジョイナー目地

H 形等金属製ジョイナーに外装材をはめ込み、外装材を留付けて押える。

③本実目地

外装材の重ね代及び隙間は指定寸法を確保し、表面側・裏面側のいずれかの端部を合わせて取付ける。

④合いじゃくり目地

外装材の重ね代及び隙間は指定寸法を確保し、上実・下実のいずれかの端部を合わせて取付ける。

⑤突付け目地

目地部において、外装材を突付けて取付ける。

外装材を縦張として上下方向に継ぐ場合は必ず胴差し等の位置で、外装材上端部に捨てシーリングをしてから水切りを設けて行う（必要に応じてスターターを取付ける）。